

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の公表

令和6年度住宅耐震化対策促進事業委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により契約を締結したので、室戸市契約規則第31条の3第2項の規定により次のとおり公表する。

令和6年9月2日

室戸市長 植田 壯一郎

記

(1) 物品又は役務の名称及び数量	令和6年度 住宅耐震化対策促進事業委託業務 戸別訪問実施予定数 木造住宅800戸以内
(2) 契約を締結した日	令和6年9月2日
(3) 契約者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地	公益社団法人 室戸市シルバー人材センター 理事長 中野 金夫 室戸市浮津26番地5
(4) 契約金額	戸別訪問一戸あたり600円
(5) 契約を締結した理由	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に該当するシルバー人材センターであるため。
(6) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	室戸市浮津25番地1 室戸市役所 防災対策課 TEL:0887-22-5132